

令和6年度 清瀬市認可外保育施設等利用支援事業について

清瀬市では、一定の要件を満たす0～2歳児クラスのお子様が認可外保育施設を利用する場合、保育料の負担を軽減するため、保護者が認可外保育施設に支払った保育料の一部を助成します。

1 対象施設

- ① 東京都認証保育所 (認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所の要件を備えている施設)
- ② 東京都内認可外保育施設 (認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設)

※ 清瀬市外にある施設も対象となります。都内の認証保育所・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設の一覧は、東京都のホームページでご覧になれます。

※ 公立施設は対象外です。

2 補助対象者

次のすべてに該当する方が補助の対象となります。

- 清瀬市に住民票があり、①東京都認証保育所または②認可外保育施設 (認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書は交付されている施設) に在籍している。
- 月48時間以上の月極め利用契約をしている。
- 子どものための教育・保育給付認定 (3号認定) を受けている。
- 0～2歳児クラス (※) で幼児教育・保育無償化の認定を受けていない。

※ クラス年齢は年度初日時点の年齢です。

3 補助要件

- 保護者と児童が補助を受ける月に清瀬市内に居住していること。
- 補助対象児童を対象施設に入所させていること。

4 補助金額

補助金の額は、以下の補助上限額表内の利用者支援・多子世帯支援の合算額と保護者が対象施設に支払った月額保育料 (※1) を比べ、低い額が補助額 (10円未満切り捨て) となります。

<補助上限額表>

利用者支援	多子世帯支援
月額上限 7,000円	第2子以降 月額上限 27,000円
※2 無償化の補助を受けている方は対象外	※2 無償化の補助を受けている方は対象外

※1 延長保育料を含む。入園料、給食費、通園バス代、おむつ代、シーツ・布団代等は除く。

※2 0～2歳児クラスで市民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となり、施設等利用給付認定を受けることで、保育料に対し月額上限 42,000円の補助を受けることができます。

5 補助金交付までの流れ

(1) 交付申請

「補助金交付申請書」及び「保育受託証明書」を清瀬市子育て支援課保育・幼稚園係へ提出（郵送可）してください。なお、「保育受託証明書」は利用施設から発行されます。

※ 利用施設で取りまとめている場合には、利用施設へご提出ください。

(2) 提出先

清瀬市福祉・子ども部 子育て支援課保育・幼稚園係（※郵送可）

※ 郵送の場合、簡易書留・レターパック等の追跡可能な形式ご郵送ください。

(3) 提出期限及び補助金支払予定日

指定された申請者名義の口座に振込みます。

期	施設の利用月	市への書類提出期限	支払予定日
①	4・5・6月	7月10日	8月下旬
②	7・8・9月	10月10日	11月下旬
③	10・11・12月	1月10日	2月下旬
④	1・2・3月	4月10日	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は、前営業日とします

6 注意事項

この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、年度ごとに内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先
〒204-8511 清瀬市中里5-842（清瀬市役所2階）
清瀬市 福祉・子ども部 子育て支援課 保育・幼稚園係
TEL 042-497-2087